

「香川県犬及び猫の引取りガイドライン」の見直しについて

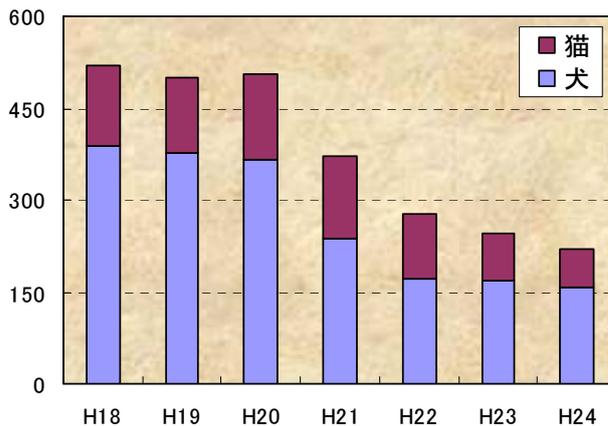
【ガイドライン策定の経緯】

「香川県動物愛護管理推進計画」は、犬及び猫の引取り数を 10 年間で半減するという数値目標を掲げており、その達成には、所有者が飼い主としての責任を果たし、終生にわたり飼養することや、みだりな繁殖を防止すること等の的確な指導を行う必要がある。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」では、行政が所有者から犬及び猫の引取りを求められた場合は、これを引き取らなければならないとされていたが、これは、行政が積極的に引取りを行うことを目的としているものではなく、緊急避難として位置づけるものである。

このため、犬や猫の所有者から引取りを求められた場合に、飼い主としての責任を促すとともに、適正飼養についての意識の向上を図るため、飼い主への具体的な対応方針を示すものとしてガイドラインを策定した。（平成 22 年 4 月 1 日施行）

《犬及び猫の引取り数（飼い主依頼）推移》



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
犬	389	376	367	236	171	168	158
猫	131	124	138	135	106	78	62
合計	520	500	505	371	277	246	220

【ガイドラインの見直し】

平成 24 年の法改正により、動物の所有者等の責務として、終生飼養や繁殖に関する適切な措置についての努力義務が明文化され、犬猫等販売業者に対しては犬及び猫の終生飼養の確保が義務化された。これにともない、所有者からの犬及び猫の引取りについても、行政は引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、その引取りを拒否することができることとされた。

犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合

- (1) 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- (2) 引取りを繰り返し求められた場合
- (3) 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
- (4) 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
- (5) 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
- (6) あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法第7条第4項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

ガイドラインについては、これら「引取りを求める相当の事由がないと認められる場合」についての確認方法、確認された場合の所有者への具体的指導内容を補足するとともに、関係法令についての遵守等を含め、見直しを行った。

なお、新ガイドラインについても、これまでと同様に、行政が引取る前の事前指導を徹底することにより、行政に持ち込まれる犬・猫の減少と、終生飼養の確保等を図ることに重点をおいて策定されている。(平成25年12月20日施行)